

## 長崎和牛銘柄推進協議会規約

### （目 的）

第1条 この会は、長崎県における肉用牛の生産から流通に至る関係者及び関係団体の組織化を推進し、肉用牛の銘柄を定着することにより、消費者に喜ばれる安全ですぐれた銘柄牛の生産、肉用牛経営の安定、銘柄牛の販売普及促進等を図り、もって長崎県の肉用牛振興に資する。

### （定義及び表示）

第2条 この規約において、長崎県で長崎和牛生産者登録制度に登録した生産者が肥育を目的として生産した和牛を「長崎和牛」とする。但し、（公社）日本食肉格付協会による枝肉格付が4等級以上のものを「ながさき牛」と表示できる。

### （名 称）

第3条 この会は、長崎和牛銘柄推進協議会（以下「協議会」という）という。

### （事 業）

第4条 この協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 銘柄化に関すること。
- （2） 県の肉用牛の生産、改良の積極的な協力に関すること。
- （3） 銘柄牛の消費宣伝及び販路拡張に関すること。
- （4） 銘柄牛の啓発普及及び品質向上と斉一化を図るための生産技術指導並びに調査研究に関すること。
- （5） 長崎和牛指定店（食肉店及び外食店）の認定並びに表示等の販売に関すること。
- （6） 銘柄牛の流通調査研究に関すること。
- （7） 会員相互の連絡協調に関すること。
- （8） その他目的達成に必要な事業に関すること。

### （会 員）

第5条 この協議会は、第1条の目的に賛同する銘柄牛の生産から流通に至る関係団体のうち別表に掲げる団体をもって組織する。

### （事務局）

第6条 この協議会の事務局は、長崎県農林部農産加工流通課に置く。

- 2 事務局の次の職員は会長が任命する。  
事務局長 1名 事務局員 若干名
- 3 事務局長は、会務を処理する。

### （役 員）

第7条 この協議会に、会長1名、副会長5名、監事3名を置く。

- 2 会長は長崎県農林部 部長、副会長は長崎県JA肉用牛部会長連絡協議会 肥育部会長代表、全国農業協同組合連合会長崎県本部 運営委員会会長、（一社）長崎県畜産協会 会長、長崎県畜産クラスター協議会肉用牛部会 部会長、長崎県食肉事業協同組合連合会 会長、監事は長崎県農業協同組合中央会 専務理事、（一社）長崎県畜産協会 専務理事、（一社）長崎県配合飼料価格安定基金協会 常務理事をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （総 会）

第8条 総会は、会長が招集し、次の事項について決議する。

- （1） 規約の改廃に関すること。
- （2） 予算・決算に関すること。

- (3) 事業内容に関すること。
- (4) 協議会の解散に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認める事項。

2 総会は年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会の議長は、会長が行う。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席を以って成立し、出席者の過半数で議事を決するが、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため総会に出席ができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(幹事会)

第10条 協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、長崎県JA肉用牛部会長連絡協議会 肥育部会、長崎県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長崎県本部、(一社)長崎県畜産協会、(一社)長崎県配合飼料価格安定基金協会、長崎県食肉事業協同組合連合会、長崎県とする。

3 幹事会は、事務局が必要に応じて招集し、協議会運営に関する事項等の企画、立案にあたる。

(ワーキングチーム)

第11条 協議会に、次に掲げる事項について協議するため、ワーキングチームを置くことができる。

- (1) 第4条の各号に掲げる事業の具体的な推進に関すること。
- (2) 協議会の運営体制及び機能強化等に関すること。
- (3) 協議会におけるPR活動の内容等に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

2 ワーキングチームは、協議会会員の実務担当者及び各地区等の肥育部会等代表者で構成する。但し、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(経 費)

第12条 この協議会が行う事業及び事務に要する経費については、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第13条 この協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(規 程)

第14条 協議会に必要な規程は、別に定める。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成3年2月18日から施行する。

一部改正 平成14年 8月 2日

一部改正 平成18年10月13日

一部改正 平成19年 7月 2日

一部改正 平成20年 1月11日

一部改正 平成20年 3月28日

一部改正 平成20年 8月21日

一部改正 平成23年 7月27日

一部改正 平成26年 7月17日

一部改正 平成28年 9月30日

一部改正 平成29年 5月16日

一部改正 令和 元年 5月29日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(別 表)

**長崎和牛銘柄推進協議会員名簿**

長崎県JA肉用牛部会長連絡協議会肥育部会

長崎和牛生産者の会

長崎県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会長崎県本部

長崎西彼農業協同組合

長崎県央農業協同組合

島原雲仙農業協同組合

ながさき西海農業協同組合

ごとう農業協同組合

壱岐市農業協同組合

対馬農業協同組合

開拓ながさき農業協同組合

(一社)長崎県畜産協会

(一社)長崎県配合飼料価格安定基金協会

長崎県畜産クラスター協議会肉用牛部会

長崎県家畜商組合

長崎県食肉事業協同組合連合会

JA全農ミートフーズ(株)

全国畜産農業協同組合連合会

長崎県食肉公正取引協議会

佐世保食肉センター(株)

福岡食肉市場(株)

(一財)長崎県地域婦人団体連絡協議会

長崎県生活学校連絡協議会

(一社)長崎県調理師協会

(一社)長崎県観光連盟

長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合

長崎県

### 長崎和牛銘柄推進協議会役員

- 会 長 : 長崎県農林部 部長  
副会長 : 長崎県JA肉用牛部会長連絡協議会 肥育部会長代表  
// : 全国農業協同組合連合会長崎県本部 運営委員会会長  
// : (一社)長崎県畜産協会 会長  
// : 長崎県畜産クラスター協議会肉用牛部会 部会長  
// : 長崎県食肉事業協同組合連合会 会長  
監 事 : 長崎県農業協同組合中央会 専務理事  
// : (一社)長崎県畜産協会 専務理事  
// : (一社)長崎県配合飼料価格安定基金協会 常務理事

### 長崎和牛銘柄推進協議会事務局

- 事務局長 : 長崎県農林部農産加工流通課長  
事務局員 : 長崎県農林部農産加工流通課課員